

## 第 56 回社会保険労務士試験合格者にかかる留意事項

このたびは社会保険労務士試験に合格されましたこと心からお慶び申し上げます。

第 56 回社会保険労務士試験に合格したことを証する書面の交付につきましては、合格証書をお送りすることとなっておりますが、この度、10 月 1 日に新内閣が発足し、厚生労働大臣が交代したことに伴い、合格証書の送付時期は 10 月下旬を予定しております。

つきましては、社会保険労務士の登録申請において、本年度の合格者で令和 6 年 11 月 1 日付の登録申請をする方に限り、「合格証書の写し」の代わりに「令和 6 年度（第 56 回）社会保険労務士試験成績（結果）通知書の写し」を提出して頂く特例を設けましたので、下記をご確認の上、登録申請を行って頂きますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 社会保険労務士試験合格番号について

「令和 6 年度（第 56 回）社会保険労務士試験成績（結果）通知書の写し」を提出頂く場合、社会保険労務士登録申請書の記載事項である「社会保険労務士試験合格番号欄」は空欄のままご提出下さい。

#### 2. 合格証書の写しの提出について

令和 6 年 11 月 13 日頃送付予定の「社会保険労務士証票」に、合格証書（写）の提出用封筒を同封致しますので、お手元に証票が届きましたら、提出用封筒にて「合格証書の写し」を連合会宛に送付をお願い致します。

以上